

国立大学法人東京医科歯科大学

創立50周年記念文庫購入資金取扱規則

〔平成16年4月1日
規則第225号〕

第1条 この規則は、国立大学法人東京医科歯科大学における「創立50周年記念文庫購入基金」（以下「基金」という。）に基づく主として学生が利用する図書の購入資金の取扱いについて定めるものとする。

第2条 この規則において「図書の購入資金」とは、前条に掲げる基金14,459,628円を銀行等に預託することにより生ずる利子をいう。

第3条 毎年度の図書の購入資金は、図書館部門長が、統合情報機構図書館運営委員会に諮り、図書館及び図書館国府台分館に配分するものとする。

第4条 購入図書の選定は、統合情報機構図書館運営委員会及び統合情報機構図書館国府台分館運営委員会が行うものとする。

第5条 図書の購入資金に関する事務は、統合情報機構事務部学術情報課において処理する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月23日規則第30号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年4月15日規則第53号）

この規則は、平成23年4月15日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平成24年3月30日規則第46号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成29年7月31日規則第108号）

この規則は、平成29年7月31日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則（平成31年3月20日規則第37号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。